

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 218 号（諮問第 218 号）

件名：自己情報開示請求補正状況の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 2 月 28 日

### 2 原処分

令和 4 年 3 月 11 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、警部補の階級にある警察職員の氏名に係る部分を不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 3 月 26 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 4 月 28 日

### 5 答申

令和 6 年 2 月 28 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、警部補の階級にある警察職員の氏名に係る部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和 4 年 1 月 20 日付け証拠書類等提出通知書に記載されている令和 3 年 10 月 18 日付けの自己情報開示請求補正状況（報告）であり、自己情報開示請求の補正について A 警察署警察職員 B と審査請求人との間でなされた電話でのやり取りが記載されている。

処分庁は、本件保有個人情報のうち警部補の階級にある警察職員の氏名に係る部分を条例第 17 条第 2 号に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、不開示とした部分が同号に該当するか否かについて以下検討する。

イ 不開示とした部分には警察職員の名が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されているところ、不開示とした部分は警部補の階級にある警察職員の氏名の一部であることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

また、不開示とした部分は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、不開示とした警部補の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

自己情報開示請求補正状況（報告）（令和3年10月18日付け）

証拠書類等提出通知書（令和4年1月20日）に記載されているもの